

## 諮問委員会規則

(平成14. 4. 1実施)

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この規則は、定款第37条第3項の規定に基づき、諮問委員会に関して必要な事項を定める。

(平成18. 7. 18変更)

#### (諮問委員会)

第2条 諮問委員会は、市場運営委員会、自主規制委員会及び規律委員会とする。

### 第2章 市場運営委員会及び自主規制委員会

#### (諮問事項)

第3条 市場運営委員会及び自主規制委員会（以下この章において「委員会」という。）は、次に掲げる事項のうち的重要事項について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。

##### (1) 市場運営委員会

- a 新商品の上場及び新市場の開設に関する事項
- b 上場に関する制度の改正に関する事項
- c 有価証券の売買等並びにその清算、決済及び受託に関する制度の改正に関する事項
- d 取引参加者に関する制度の改正に関する事項

##### (2) 自主規制委員会

- a 有価証券の売買等の公正確保のための規制の改廃に関する事項
- b 売買審査及び考査関係規則に関する事項
- c 取引参加者の処分又は処置に係る制度に関する事項

#### (委 員)

第4条 市場運営委員会は委員11名以内、自主規制委員会は委員7名以内をもって構成する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、取締役会が委嘱する。

##### (1) 取引参加者の役職員

(2) 証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で証券市場に関し識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、増員又は補欠として委嘱された委員の任期は、在任の委員の任期の満了すべき時までとする。

#### (臨時委員)

第5条 取締役会が必要と認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 委員会の臨時委員は、取締役会が委嘱する。

- 3 臨時委員は、その必要がなくなつたと取締役会が認めるとき又は前条第3項の委員の任期が満了したときは、退任するものとする。

**(委員 長)**

第6条 委員会に委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから、取締役会が委嘱する。  
3 委員長は、会務を掌理する。

**(副 委 員 長)**

第7条 委員会に副委員長各若干名を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員のうちから、取締役会が委嘱する。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を行い、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

**(委員長の職務代行者)**

第8条 委員長及び副委員長がともに欠け又は事故があるときは、委員会に委員長の職務を行い又は代理する者（以下「委員長の職務代行者」という。）を置くことができる。

- 2 委員長の職務代行者は、委員のうちから、取締役会が委嘱する。

**(委員会の招集)**

第9条 委員会は、委員長が招集する。

**(書面による委員会)**

第10条 委員会は、委員長が適当と認めるときは、その開催に代え、書面をもって行うことができる。

**(委員以外の者の出席)**

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、委員（臨時委員を含む。）以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

**(議 事 録)**

第12条 委員会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。

### 第3章 規律委員会

**(諮 問 事 項)**

第13条 取締役会が、取引参加者規程に基づく取引参加者の処分又は処置を行おうとするときは、規律委員会に諮問するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

- 2 規律委員会は、前項本文の処分又は処置について、取締役会の諮問に応じ又は取締役会に意見を述べることができる。

(委 員)

第14条 規律委員会は、委員9名をもって構成する。

- 2 規律委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、取締役会が委嘱するものとし、そのうち5名以上は、第2号に該当する者（以下「取引参加者外委員」という。）でなければならないものとする。
  - (1) 取引参加者の役職員
  - (2) 証券業と直接関係のある業務を営む会社の常務に従事する者以外で公正な判断をすることができるすぐれた識見を有する者
- 3 委員に欠員が生じた場合は、取締役会は遅滞なくこれを補充するものとする。

(臨時委員)

第15条 第17条第3項の規定により委員がその審議に参加することができない場合には、その委員に代わって審議させるため、規律委員会に臨時委員を置くものとする。

- 2 臨時委員は、取締役会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、その設置事由が消滅したときは、退任するものとする。

(委員長)

第16条 規律委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、取引参加者外委員のうちから、取締役会が委嘱する。
- 3 第6条第3項の規定は、規律委員会の委員長について準用する。
- 4 委員長が欠け又は事故があるときは、委員長があらかじめ取引参加者外委員のうちから指名する者がその職務を行い又は代理する。

(決議の方法)

第17条 規律委員会は、委員5名以上の出席及び取引参加者外委員（これらの委員には、第3項の規定に該当する委員を除き、当該委員に代わって審議に参加すべき臨時委員を含む。）の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 規律委員会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 3 委員は、特別の利害関係のある事項については、その審議に参加することができない。

(事情聴取)

第18条 規律委員会は、必要があると認めるときは、その事案に関係のある取引参加者又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(委員の秘密保持義務)

**第19条** 委員（臨時委員を含む。以下この条において同じ。）又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らし又は窃用してはならない。

（準用規定）

**第20条** 第4条第3項、第9条、第10条及び第12条の規定は、規律委員会について準用する。

付 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選任される諮問委員会の委員の任期は、第4条第3項（第20条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、取締役会が定める日までとする。

付 則

この規則は、平成18年7月18日から施行する。

（変更）

[平成18.7.18]